特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第四条第一項の表第五十二条第一項の項下欄に規定する期間の範囲を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表の項下欄に規定する期間の範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間の範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第四条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間の範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第四条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間の範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第四条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間の範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第四条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間の範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第四条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間の範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第六条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第四条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間の範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第六条第一項の表の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2　前項の規定は、平成二十七年四月一日から平成二十七年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十七条、第六十条第三項及び第六十四条第二項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項第二号ロ中「〇・九」を「〇・七二」に、同号ハ中「〇・八五」を「〇・七二」に改める。

第五十五条第一項第二号中「〇・九五」及び「〇・九二五」を「〇・八六」に改める。

第六十二条第一号ロ⑵中「〇・九」を「〇・七二」に、同ロ⑶中「〇・八五」を「〇・七二」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十六号

森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）及び森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四十二号）の施行に伴い、並びに森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）及び独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正